

平成21年第2回阿波市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成21年6月24日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（22名）

1番 藤川 豊治	2番 森本 節弘
3番 江澤 信明	4番 正木 文男
5番 笠井 高章	6番 児玉 敬二
7番 松永 渉	8番 吉田 正
9番 木村 松雄	10番 阿部 雅志
11番 岩本 雅雄	12番 稲井 隆伸
13番 武田 矯	14番 池光 正男
15番 月岡 永治	16番 三木 康弘
17番 香西 和好	18番 出口 治男
19番 原田 定信	20番 三浦 三一
21番 稲岡 正一	22番 吉川 精二

欠席議員（なし）

会議録署名議員

1番 藤川 豊治	2番 森本 節弘
----------	----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 野崎 國勝	教育長 板野 正
総務部長 八坂 和男	市民部長 笠井 恒美
健康福祉部長 秋山 一幸	産業建設部長 田村 豊
教育次長 森口 純司	総務部次長 井内 俊助
市民部次長 岡島 義広	健康福祉部次長 松永 恭二
産業建設部次長 坂東 博	吉野支所長 井上 邦宏
土成支所長 出口 正春	市場支所長 坂東 恵子
会計管理者 遠度 重雄	財政課長 町田 寿人
水道課長 森本 浩幸	農業委員会局長 池光 博

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 藤 井 正 助

事務局長補佐 成 谷 史 代

事務局係長 滑 田 三 美

議事日程

日程第 1 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成20年度阿波市一般会計補正予算(第6号)について)

日程第 2 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成20年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算(第5号)について)

日程第 3 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成20年度阿波市老人保健特別会計補正予算(第1号)について)

日程第 4 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成20年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について)

日程第 5 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成20年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について)

日程第 6 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成20年度阿波市介護保険特別会計補正予算(第4号)について)

日程第 7 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて
(阿波市税条例等の一部改正について)

日程第 8 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
(阿波市国民健康保険税条例の一部改正について)

日程第 9 議案第41号 平成21年度阿波市一般会計補正予算(第1号)について

日程第10 議案第42号 平成21年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について

日程第11 議案第43号 平成21年度阿波市介護保険特別会計補正予算(第1号)

について

日程第 1 2 請願第 1 号 「混合型血管奇形」の難病指定に関する意見書提出を求め
る請願書について

(日程第 1 ～日程第 1 2 委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 1 3 報告第 1 号 平成 2 0 年度阿波市一般会計繰越明許費繰越計算書につい
て

日程第 1 4 報告第 2 号 平成 2 0 年度阿波市水道事業会計予算繰越計算書について

日程第 1 5 議案第 4 8 号 徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の
減少に伴う徳島県市町村総合事務組合規約の変更について

(日程第 1 3 ～日程第 1 5 討論・採決)

日程第 1 6 発議第 1 号 「混合型血管奇形」の難病指定を求める意見書の提出につ
いて

日程第 1 7 選挙管理委員会委員の選挙について

日程第 1 8 選挙管理委員会委員補充員の選挙について

日程第 1 9 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

追加日程第 1 議案第 4 9 号 平成 2 1 年度阿波市一般会計補正予算 (第 2 号) につ
いて

追加日程第 2 議案第 5 0 号 土成中学校屋内運動場改築工事請負契約の締結につい
て

追加日程第 3 議案第 5 1 号 副市長の選任について

追加日程第 4 議案第 5 2 号 監査委員の選任について

追加日程第 5 議案第 5 3 号 教育委員会委員の任命について

追加日程第 6 議案第 5 4 号 教育委員会委員の任命について

追加日程第 7 議案第 5 5 号 公平委員会委員の選任について

追加日程第 8 議案第 5 6 号 固定資産評価員の選任について

追加日程第 9 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

追加日程第 1 0 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

追加日程第 1 1 議長辞職の件について

追加日程第 1 2 議長選挙について

追加日程第 1 3 副議長辞職の件について

追加日程第14 副議長選挙について

議会運営委員会委員の選任報告について

庁舎特別委員会委員の選任報告について

公営施設（事業）民営化特別委員会委員の選任報告について

追加日程第15 徳島中央広域連合議会の議員選出について

追加日程第16 阿北特別養護老人ホーム組合議会の議員選出について

追加日程第17 阿北火葬場管理組合議会の議員選出について

追加日程第18 阿北環境整備組合議会の議員選出について

追加日程第19 農業委員会委員の推薦について

午前10時15分 開議

○議長（稲岡正一君） ただいまの出席議員数は22名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~

日程第 1 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度阿波市一般会計補正予算（第6号）について）

日程第 2 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について）

日程第 3 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度阿波市老人保健特別会計補正予算（第1号）について）

日程第 4 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について）

日程第 5 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について）

日程第 6 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第4号）について）

日程第 7 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市税条例等の一部改正について）

日程第 8 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市国民健康保険税条例の一部改正について）

日程第 9 議案第41号 平成21年度阿波市一般会計補正予算（第1号）について

日程第10 議案第42号 平成21年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第11 議案第43号 平成21年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第1

号) について

日程第 1 2 請願第 1 号 「混合型血管奇形」の難病指定に関する意見書提出を求  
める請願書について

○議長（稲岡正一君） 日程第 1、承認第 1 号から日程第 1 2、請願第 1 号までを一括議  
題といたします。

以上の案件につきましては、所管の常任委員会に付託しておりますので、各委員長の報  
告を求めたいと思います。

総務常任委員会委員長の報告を求めます。

江澤信明君。

○総務常任委員長（江澤信明君） おはようございます。

議長の指名がございましたので、総務常任委員会の審査結果と経過についてご報告申し  
上げます。

本委員会は、去る 6 月 1 0 日に会議を開き、付託されました市長提出議案 8 件につつま  
して、慎重に審査を行いました。その結果、提出議案につきましては、いずれも原案のと  
おり可決承認するべきものと決定いたしました。

次に、審査の経過であります、その内容の主なものについて簡単にご報告申し上げま  
す。

まず、承認第 1 号専決処分の承認を求めることについて（平成 2 0 年度阿波市一般会計  
補正予算（第 6 号）について）所管部分であります、総務部関係として、委員より、公  
債費について、正確に現在起債が幾らあるのか、また財政において危険区域に入っている  
のかとの質疑があり、理事者から、残高は、2 0 年度中見込みであります、1 9 2 億  
8, 6 1 4 万 8, 0 0 0 円、起債制限比率につきましても、見込みであるが、1 9 年度で  
9. 7、将来負担比率についても 1 2. 3 と、今のところは 8 市の中でも一番小さい数字  
なので、2 0 年度末現在では危険区域とはほど遠いと心得ているとの答弁でありました。

また、委員より、ACN 加入負担金 1 0 7 万 6, 0 0 0 円の補正があるが、昨年度どの  
くらいの申し込みがあり、脱退はどのぐらいであったのかとの質疑があり、理事者から、  
2 0 年度では、新規で 1 1 3 件、廃止については 1 0 件ほどあったとの答弁がありまし  
た。

また委員より、ACN について、基本的に何カ月滞納で督促をして、それから何カ月  
入金がなかったら切っているのか、また督促状や案内状を出しているのかとの質疑があ

り、理事者から、停止措置は、条例で3カ月以上と規定されている。入金がないときはその月ごとに督促している。例えば、1月分から未納が始まると、3カ月目の納期間を置いて、その次の月以降に停止措置をやっている。未納による停止については、20日ほど前に停止することの通知をした上で、切っている。その効果があり、前年度と比べると、かなり滞納件数は減ってきているとの答弁がありました。

次に、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（平成20年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について）であります。委員より、出産一時金で612万円減額であるが、これはどういうことかとの質疑があり、理事者より、予算を当初見込み額で組んでいたが、出産の数が少なかったということで、1人当たり現在38万円であるが、実績の金額に合わせたとの答弁がありました。

また、委員より、昨年度何名出産して、前年度比はとの質疑があり、理事者より、平成20年度の出生数は267名で、19年度に比べて15名ふえているとの答弁がありました。

次に、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（平成20年度阿波市老人保健特別会計補正予算（第1号）について）、委員より、第三者行為納付金を説明してほしいとの質疑があり、理事者から、第三者行為納付金は、交通事故等の疾病について、当然病気でないので国保の保険はきかないため保険会社から保険を適用させてくれとのこと、国保の保険適用をして、その後保険会社より国保適用分を支払ってくれることであるとの答弁がありました。

議案第41号平成21年度阿波市一般会計補正予算（第1号）についての所管部分であります。総務部関係として、委員より、庁舎建設基本計画作成等業務委託料こんなに必要なのかとの質疑があり、理事者から、基本計画作成については、候補地の必要面積が約3万平米と想定しており、それに対して、基本庁舎の計画を立てるについてはいろいろ積算を積み上げたわけで、その基本的事項を計画書の中に入れていくが、この基本的事項は、理念とか機能とか、まちづくりの視点といったものを盛り込んだ計画書の作成になっている。そうしたものの積み上げで、1,300万円は必要で、今回計上しているとの答弁がありました。

また、委員より、手数料の300万円、これは内容的に土地鑑定なのかとの質疑があり、理事者から、用地が決まってからの不動産の鑑定手数料であるとの答弁がありました。

また、委員より、懇話会の構成とか発表は、情報公開するべきではないかとの質疑があり、理事者から、懇話会の設置要綱を告示している。委員については、14人以内で、学識経験者2名、市内の関係団体の方8名、一般公募の方4名という構成を考えているとの答弁がありました。

なお、庁舎建設、職員の期末手当について反対討論があり、挙手採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決されました。

以上、総務常任委員会の審査の結果と経過の報告とさせていただきます。

その他詳しい内容につきましては、会議録を調製し、議長に提出しておりますので、事務局でご高覧ください。

以上です。

○議長（稲岡正一君） 以上で総務常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまから委員長報告についての質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めたいと思います。

阿部雅志君。

○文教厚生常任委員長（阿部雅志君） おはようございます。

議長の指名がございましたので、文教厚生常任委員会の審査の結果と経過についてご報告を申し上げます。

本委員会は、去る6月11日会議を開き、付託されました5件について審査をいたしました結果、付託案件すべてについて原案のとおり可決及び承認すべきものと決定をいたしました。

次に、審査の経過の主なものについて簡単にご報告申し上げます。

まず、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（平成20年度阿波市一般会計補正予算（第6号））所管部分についてであります。福祉部関係といたしまして、委員より、母子家庭自立支援給付金が減額となっているが、その対象人数と支援内容について質疑があり、現在母子の扶養手当を受けているのが約300名で、母子家庭自立支援給付金とは、母親が職業につくための講座などに通う期間、生活費を支援するための給付金である。当初の見込みより申し込みが少なくなったための減額である。また、母子支援員と家

庭児童相談員が、生活支援や職業支援、子供の就学支援などの相談に乗っているとの答弁でした。

次に、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（平成20年度阿波市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について）、委員より、汚泥引き抜き料が減額となっているが、その契約の仕方と単価、処理の仕方が適正にチェックできているのかとの質疑があり、見積もりで契約をしており、汚泥の処理には、濃縮機そのものの性能などをよく勉強し、適切な価格で処理していくようにしたい、また汚泥処理検討委員会で、集落排水をどのように適正に運営するのか方向性を出していきたいとの答弁でした。

次に、承認第6号専決処分の承認を求めることについて（平成20年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第4号）について）、委員より、吉野川市と比べ、阿波市の認定が1,000人少ない。公平な認定ができているのか、申請漏れの方へのフォローはできているのかとの質疑があり、吉野川市との違いは、阿波市の高齢者数と事業所数が少ないからである。介護認定については、徳島中央広域の認定審査会において、班編成の各審査委員（1班6名程度）で専門職の方が認定調査書と主治医の意見書を基づき、認定審査を公正公平に行っている。阿波市からも、包括支援センターの職員2名が認定審査に入っており、新規の場合は、市の職員が調査などを行っている。今後も公平な認定調査ができるように努力していきたい。また、認定が下がった場合、徳島中央広域の方に問い合わせをしたりして、認定者に説明をさせてもらっている。介護を受ける方の現在の状態を正しく調査、把握できるように、調査員の指導などもしていきたいとの答弁でした。

また、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費があるが、介護予防との違いは何か、その内容と申請状況、またどのような周知しているのかの質疑があり、要支援と要介護の認定者の違いであり、福祉用具は、ポータブルトイレなど介護用品である。自立した生活を営むために、介護用具の必要な方を対象に、10万円を限度に月平均約11件の申請があり、約28万7,000円の支給をしている。また、住宅改修は段差の解消とか家のスロープとかで、限度額が20万円で月平均9件の申請があり、約50万円余り支出している。また、介護支援専門員がケアプランの計画を立てているときに、認定者の状態に応じ、介護用品が必要だとか、住宅の改修が必要だとかのアドバイスをしているとの答弁でした。

次に、議案第41号平成21年度阿波市一般会計補正予算（第1号）所管部分について、教育委員会関係といたしまして、委員より、ウォーターパークの入札について、指名

業者はどうなるのか、辞退すれば何かペナルティーがあるのかとの質疑があり、入札前の辞退なのでペナルティーはない。現設計、現工期は適正であると思っているので、再度入札したい。指名審査委員会で指名業者については協議をお願いし、なるべく早くオープンできるように努力したいとの答弁でした。

また、できるだけ市内業者を活用して、地域の活性化につなげてほしいが、どのように考えているのかとの質疑があり、一般競争入札であれば資格等が要るが、共同企業体を組むなど、市内業者もできる限り参加できるような入札制度の改善を行っているとの答弁でした。

次に、「混合型血管奇形」の難病指定に関する意見書提出を求める請願書については、採択をされましたので、意見書を議員発議として提出することに決定いたしました。

以上、文教厚生常任委員会の審査の結果と経過の報告とさせていただきます。

その他詳しい内容につきましては、会議録を調製し、議長に提出しておりますので、事務局でご高覧ください。

以上です。

○議長（稲岡正一君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑はありませんか。

月岡永治君。

○15番（月岡永治君） それでは、議長の許可を得まして、質問のほうをさせていただきますと思います。

今、委員長報告の中で、地元雇用、地元経済対策ということで出していきたいと、そういう旨の発言がありました。そして、その中で特にウオーターパークの件について今言われたわけでございます。教育事務局のほうから、金額、設計、これは何ら問題がないと、正しかったということで、その入札に参加しなかった方のペナルティーはないんだという旨の今報告は受けましたけども、19日の全協でも、その説明はいただきました、正しいと。その場合、じゃあ参加しなかった方が、何らかの理由で金額的に正しかったのか、工期の問題があったのか、それはちょっとわからないんですけども、その調査を完全にやったという、その調査内容というのは聞いておりますか、その委員会で。どういうことか、ちょっとお聞かせください。

○文教厚生常任委員長（阿部雅志君） 委員会では、その内容については聞いておりません。

○議長（稲岡正一君） 月岡永治君。

○15番（月岡永治君） 私は、一般質問でも申し上げましたとおり、三社分担、というのは、設計屋さん、発注もと、その受注もと、この3つの責任っていうのが、これからの時代になってくる中で、そして一番大事なのは、発注もとなんです。発注もとが、設計屋さんに設計を依頼したときに、それから来る設計書っていうのは、概算設計であるということは、これ皆さん認識しなければいけないと思うんです。設計は、してきたことを出すか出さないかは、それは市の担当部局、そういうふうなところで出さなければいけないっていうのが、これ決められとんです。ですから、一番大きな責任というのはそこにあるんですから、ここで正しかったと言える根拠っていうのが、もしも今委員長が聞かれてないということでございますから、その正しかった理由っていうのを、再度教育委員会部局のほうからお聞かせいただけませんか。

○議長（稲岡正一君） 森口教育次長。

○教育次長（森口純司君） おはようございます。

ウオーターパークの件につきましては、先日の全員協議会の折にもご説明を申し上げました。

設計書の仕様書に載っておりますろ過器の製造メーカー8社を指定しております。そして、教育委員会といたしましては、8社の見積もりをすべてとりました。そして、その見積金額、また工期についても確認をして、辞退業者については、工期的にできないという業者もありましたし、設計金額が低過ぎるというようなこともありました。そういったことで、見積額、工期について改めて検討しましたが、適正にできておるという判断で委員会にも報告させていただいております。

以上でございます。

○議長（稲岡正一君） 月岡永治君。

○15番（月岡永治君） それは聞いたんです、8社の見積もりを改めて役所がとったと。とって、実は今設計書からお金の金額が入ったところが出てきておると。そしたら、その設計金額が、そこに記載されていた金額よりか安かったとか、高かったとか、そういう説明がないと言うんです。一番肝心なところは、建設物価、県が今度、きょうですか、緊急対策になってないっていうことで単価の見直し云々ということで、最低価格の引き上げ等を今考えております。そういうものをきょうもやろうとしております。今、阿波市は、こういう形で入札方法を変えて、独自の方法を教育委員会と私は指名部局で、これ

新たないい方法を考えて、私は、ここはもういいことやったと、いつも褒めとんです。ですけど、お金の入った金額が、今回1,426万円のその中の80%っていうのは、ろ過器の値段なんです。そのろ過器の値段が適正であったかどうか、それも報告しないで、8社で見積もりとったから、これで入りそうならいけた。というのは、それが力関係云々ということで、地元企業に出したのが悪いという結果になるようなことがあれば、これから分割発注ができないっていうことになってくるんです。これ一番肝心なところの入札を今やっているんです。ですから、そこのところで、特定な……。根本を考えましょう。これは、本来は7月からプールは今開かれて、使っていなければいけないものを、こういう遅い時期に契約をしたっていう、一番大きな問題は、ここにできとんです。そして、新しいものをつくるのであればいいんだけど、そういう修理とか、そういう新しいものをつくるでなしに、改善をするということで、工事も難しい工事を業者に押しつけておいて、そしてその業者が悪いという切り捨てになってきたら、そしたら業者は、たまったものでないんじゃないかと。私、業者の味方をしておりません。何の話もしてないんです。ですけど、皆さんが一律に、この仕事は、しては合わないというふうな設計をつくったものがあるんだから、正しかったでやるのであれば、正しい、そこのところをきっちり出さないと。だから、金額が、これぐらいの金額で入って、設定金額はこれぐらいなんだということを示してください、1回。それを聞かないと、この話前へ進んでいかんのです。ぜひお願いします。金額のやつ、持ってきとるでしょう。ぜひ持つとってくださいと、私お願いしとんですよ、ちょっとそこのところの金額。

委員長、ちょっと座とってくれませんか、今ちょっとこっちのほうに聞いとるところで。

金額知らせてくださいよ。安いとこ、高いとこでいいから、それが設計単価とどれだけ違うか、それ言わないと、正しかったというんは、通りますか。

○議長（稲岡正一君） 理事者、答弁できますか。

森口教育次長。

○教育次長（森口純司君） 設計金額につきましては、設計事務所におきまして4社の見積もりをとりまして、最低価格に掛け率を掛けて、それはあくまでもメーカーの希望小売価格でございますので、市場価格に置きかえたもので設計をいたしております。

それで、そのときは4社でございましたので、教育委員会といたしまして、全業者が辞退という異常な事態になりましたので、残り4社につきましても、見積書をとりました。

その中で、確かに議員おっしゃいますように、設計金額と見積価格とは差がございます。それにつきましての掛け率というものにつきましては、県についても市についても、あくまでこれはマル秘扱いということになっておりますので、その中については、見積価格だけでなしに、代理店とかも調査をいたしまして、その設計金額でも納入は可能というふうなことを聞いておりますので、我々といたしましては、適正にできておるというふうな判断をいたしております。

以上でございます。

○議長（稲岡正一君） 月岡議員に申し上げます。

3回にこれであると思うので、質問漏れがないように質問をしていただき、なお答弁する側も、質問者の意見をよく理解をして、答弁漏れがないように、明快に答弁をお願いします。

月岡永治君。

○15番（月岡永治君） 次長、私今の答えもちょっとおかしい答えと思うんです。納入金額は可能であろうと。で、単価は何ぼで入るか知らない。そういうなんで、調べたことになりますか。これをされた設計屋さんは、あなたも聞いているんですよ、ほかの人もみんな、教育委員会の皆さんが、あの人の言うことが、ころころころころ10回変わった。その都度、おたくらは、あそこを何でかばわなければいけないのか、私わからんやけども。今回は一番、4社でとった。4社でとった中での定価の一番安いところをとりました。そして、市場価格、60%で設計単価をしたと向こうが言いよんです。私が聞いたんと違うんです。それが設計単価であると言う。これ、あなたもたばこ吸いに逃げたんでしょう、こっから戻ってきた後、私らが話をしよるところへ、新居課長も、担当も、みんなそこでおるんですよ。そこの話の中で、4社の中の一番安い定価、片っ方は2,000万円のところもあったらしいです。950万円のところもあったらしい。一番安いところの60%で設計単価をしとんです。だから、私は、建設物価を見直すっていうことで、その7掛けっていうのが、今の時期になってます。それは、わかります。その7掛けでとっているのが、今業者さんです。だから、本当にもうからないようなものになってきとんだなというて、実感しております。ですけど、そこのところでの一番最初の設計単価が、会計検査に通らんとか、そういうことを設計屋さんに言わせて、市が黙っておって、その数字が正しかったと言うんだったら、私は金額的に、今言いよる、納入価格は可能であろうと思うというのは、思うんであって、確認しているのとは違うんです。ある方は、

一番方が60%で入るといいうやつが、会社の力関係で63%という見積もりを持つとんですよ、今現実には。現金で63%って言われとんです。その時点で、3%の金額の差が出とんです。ある方は、もっと安く入ってます。だから、力関係で取引の加減があると思う。ですけど、それが今言いよる、市場価格ですか。この設計は、100%でとれるんですか、皆さんが。今、最低価格は80%ぐらいになってますから、80%ではとれるんでしょう。ですけど、その時点で二十数%っていう金額がマイナスになつとんです。こういった設計が、果たして正しいんかどうか。私は、その設計屋さんが言いよることもわかります。設計屋さんに責任がないんですから。出したのは市なんですから、市の責任なんです。ですから、こここのところをやっぱり再度考えて、今度もしも、今言いよる指名組みかえが市場、阿波町でやろうとするのであれば、市場、阿波町の方が、もしも失敗して、とって、大損をするというような設計を出したというようなことであれば、私は、地域の経済に何ら貢献していないと、そうだと思うんです。教育委員会、庁舎、我々が建設しなければいけないことは、学校関係にしても、おたくで全部やっていかななくてはいけないことが、これから先ずっと続くと思うから、阿波市の将来はないですよ、このままだったら。やはりそこいらのところをもっと考えて、どういうふうにしてやっていくのか、そここのところの答えを、市長も、また教育部局のほうもお答えをいただきたいと思います。

○議長（稲岡正一君） これで最後の答弁となりますが、答弁漏れがないように、明快に質問者の質問に対して理事者側は答弁をお願いします。

答弁できますか。

森口教育次長。

○教育次長（森口純司君） 確かに、代表質問でも、阿波未来の吉川議員のほうからもありましたし、月岡議員のほうからも一般質問でございまして、完成がおくれておるといふうなことにつきましては、非常に申しわけなく思っております。

設計等につきましては、今後とも、今市のほうに建築の専門家の方がおいでますので、十分協議をいたしまして、適正にできるよう、なお一層努力をしていきたいというふうを考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それと、1点ですが、私、逃げたということを言われましたが、逃げておりません。たばこを吸いに行っただけでございまして、議員の顔を見て、それから行ったんじゃございません。帰ってきて、すぐにたばこを吸っておりましたが、そういったことでございせんので、その点については答弁をさせていただきます。

以上です。

(15番月岡永治君「八坂部長」と呼ぶ)

○議長(稲岡正一君) 八坂総務部長。

○総務部長(八坂和男君) ご答弁申し上げます。

月岡議員から出ております質問について、今教育次長からもご答弁申し上げたんですが、審査委員会としましても、今議員がお話がありましたようなことについて、いろいろ問題として検討協議をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

○議長(稲岡正一君) 月岡永治君。

○15番(月岡永治君) 今、不適切な言葉で逃げたって言いましたけど、ただ私が話ししよるところをたばこを吸いに行ったと。あんな大事な話をしているのに、ようたばこを吸いに行けたなど、私は思います。あんな大変なことをしゃべっている、あの設計屋さんが大きな声でしゃべっている中で、たばこ吸いによく行かれたなど。私は、市に言いよることと、しよることが逆のことを言っているのに、職員まで名指しで、あの人の指示でやっているんだと、名前まで出している設計屋さんが、あの人が大きな声を出して言っているのに、たばこ吸いに行ったと。私は、逃げたと思えないんです。ですから、私がそれを言うて、あなたが逃げてないんであれば、逃げてないんでしょう。それはわかりません。

それと、指名審査委員会、今八坂部長のほうから答弁いただきましたけども、指名審査委員会が副市長不在になって、長のおらん状態で今やっているのは事実です。私は、この入札、本来業者さんには規格法の問題で点数がついて、事後審査であったり、いろんな形で業者には厳しい条件がついております。ですけど、コンサル設計部門については何ら今手つかずの状態です。阿波市は今来ております。ですから、そこをやはり最低価格制限を設定するであるとか、それとか業者とか地域の方のその声を聞いて、その設計屋さんが本当に正しく設計をされ、阿波市の未来のためにやってくれる設計であり、コンサルであるのか。一部の方が独断でやれる、そういった今阿波市につくっていったらならないと私は思っておりますので、ぜひ阿波市のこれからの入札制度を考えて、そういう方向でやっていただきたいとお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長(稲岡正一君) ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） これで文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

岩本雅雄君。

○産業建設常任委員長（岩本雅雄君） おはようございます。

ただいま議長の指名がございましたので、ただいまから産業建設常任委員会の審査の結果並びに経過についてご報告を申し上げます。

本委員会は、去る6月12日、全委員出席のもと会議を開き、付託案件の審査を行いました。案件は、予算2件であります。

慎重に審査を行った結果、付託された2議案については原案のとおり可決承認すべきものと決定いたしました。

次に、審査の過程であります、その内容の主なものについて概要を申し上げます。

まず、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（平成20年度阿波市一般会計補正予算（第6号）について）の所管部分であります、理事者より詳細説明を受け、全委員異議なく、原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第41号平成21年度阿波市一般会計補正予算（第1号）についての所管部分であります、委員より、労働費に計上された緊急雇用創出事業費に関し、臨時職員の募集に対し、どのくらいの応募があったのか。また、仕事を外注しているものの中に、何かできるものがないかなど、工夫して雇用の場をつくらないといけないのではとの質疑がありました。理事者より、49名の応募があり、6月7日に面接をした。当日、面接においでの方が40名、欠席が6名、辞退が3名となっている。建設課と商工観光課の分については、同様の草刈り、剪定業務ということで、産業建設部において部長、次長、所管課長とで面接をさせてもらった。また、防災対策課の分については、総務部の所管ということで、2会場に分けて、それぞれ面接を行った。その後、6月10日に、建設課2名、商工観光課2名、防災対策課2名の決定通知をした。また、県からの追加の補助金があり、建設課の分が2名追加の見込みであるが、まだ県からの確定通知が届いていないので、6月末には、この2名について決定通知をする予定となっているとの答弁でした。

また、委員より、地方道整備事業費に計上された補償金3,900万円の補正について、総額では幾らになるのか。これは、マルナカ吉野店の衣料部門のところだと思うが、この金額の根拠はどのようなものかとの質疑があり、理事者より、補償金の総額は1億6,000万円を少し切るぐらいの予算額となる。この金額については、鑑定の会社に依

頼して、店舗の収支決算書などを参考に算出された額であり、適正な額と認識をしている。

これに対し、委員より、鑑定による金額といったものだけでなく、店舗のためにも交通安全の面でもよくなることなどを説明し、ひざを交えた交渉をすべきではないかとの質疑があり、理事者より、補償費の予算額が決定されていなかったのもので、まだ交渉には入っていない。今後、交渉過程に入ることになるので、委員の指摘を踏まえ、よろしくお願いたいの答弁でした。

また、委員より、繰越明許費に関して、景気対策のため、地域活性化・生活対策臨時交付金事業として、来年3月までに完了させなければならない、3億数千万円の土木関係の事業が進められているが、この事業の進捗状況として、今の時点でどのくらいの金額が発注できたのか、また来年3月までにすべて消化できるのかとの質疑があり、理事者より、総額で約3億5,000万円の事業費となっており、設計委託、舗装工事を早目に発注している。手元の資料では、両方合わせて約5,600万円、16%の進捗率となっている。今後も発注をしていき、現在委託に出している設計ができ上がってきたら、土木部分の排水、擁壁などに必要な額がほぼ確定してくる。それによって、残りの予算で舗装工事の延長などの作業をし、来年3月までに事業を完了したいと考えている。なお、土木排水路工事などについては、10月以降の渇水期に集中して発注する計画であるとの答弁でした。

また、終わりに、委員会での質疑に関し、委員会において協議されたことを真剣にとらえ、説明責任を果たしていきながら、1つずつ前に進めていきたいと思う。そのために、委員会が出された意見、要望などについて、次回の委員会で、結果が出たものはその結果を、結果の出ていないものは、経過について報告いただけるよう努力していただきたいとの意見が当委員会として決定、確認されました。

以上、産業建設常任委員会より審査の報告とさせていただきます。その他詳しい内容につきましては、会議録を調製し、議長に提出しておりますので、事務局でご高覧ください。

以上、産業常任委員会の委員長報告といたします。終わります。

○議長（稲岡正一君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

以上で各常任委員長の報告を終わります。

これより討論に入ります。

議案第41号平成21年度阿波市一般会計補正予算（第1号）について討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

反対者、14番池光正男君。

○14番（池光正男君） 反対討論を行います。

議案第41号平成21年度阿波市一般会計補正予算について、これは議案第44号阿波市職員の給与に関する条例の一部改正で、この議案については5月29日に反対討論しておりますので省略いたしますが、社会経済情勢を考慮すれば、しなければならないわけがございます。また、市民感情もあるのも事実でございますが、冷静になって考えれば、職員の皆さん方の給与やボーナスカットが本当にいいことなんでしょうか。私は、疑問に思う一人でございます。

職員、一般、特別会計、水道、合わせますと3,350万円の減額となっております。もう一点は、庁舎の予算でございます。庁舎については、一般質問でも申し上げましたが、莫大な費用がかかります。現庁舎も十分とは言えませんが、3支所、市場、土成、吉野で、現在のところ機能を果たしていると思いますし、無駄をなくし節約して、改革をしなければならないと思います。物を大事にする、そういうことも求められていると思います。

私は、庁舎建設に当たっては、市民の皆さん方に民意を問うべきでなかろうかと思えます。民意を問わないでやっていこうとすれば、必ずや大きな障害に出くわすのであろうかと、そういうことが考えられます。多くは申し上げませんが、市民とともにということであれば、いま一度お考えになっていただきたいと思えます。この中で、庁舎建設費3,369万円というのが計上されております。

以上で反対討論とさせていただきます。

○議長（稲岡正一君） これをもって討論を終結いたします。

日程第1、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（平成20年度阿波市一般会計補正予算（第6号）について）から日程第8、承認第8号専決処分の承認を求めることについて（阿波市国民健康保険税条例の一部改正について）までの8件を一括して採決

いたします。

委員長の報告はいずれも承認です。委員長の報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、承認第1号から承認第8号は原案のとおり承認されました。

日程第9、議案第41号平成21年度阿波市一般会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（稲岡正一君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第42号平成21年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第43号平成21年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを採決いたします。

委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第12、請願第1号「混合型血管奇形」の難病指定に関する意見書提出を求める請願書についてを採択いたします。

委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は採択されました。  
暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（稲岡正一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま市長から追加議案としてお手元に配付のとおり、議案第49号平成21年度阿波市一般会計補正予算（第2号）について、議案第50号土成中学校屋内運動場改築工事請負契約の締結についての議案2件と議案第51号副市長の選任についてから諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまでの人事案件8件がそれぞれ提出されました。

お諮りいたします。

以上10議案を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第10として直ちに議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。

~~~~~

追加日程第1 議案第49号 平成21年度阿波市一般会計補正予算（第2号）について

○議長（稲岡正一君） 追加日程第1、議案第49号平成21年度阿波市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 議長の許可をいただきましたので、提案理由の説明を申し上げます。

議案第49号平成21年度阿波市一般会計補正予算（第2号）につきましては、国の経済危機対策に関連し補正予算を編成するもので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億365万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ175億1,465万4,000円とするものであります。

議案内容の詳細につきましては総務部長より説明いたしますので、十分ご審議の上、ご決議くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（稲岡正一君） 八坂総務部長。

○総務部長（八坂和男君） お手元の資料に基づいて説明をさせていただきます。

議案第49号平成21年度阿波市一般会計補正予算（第2号）。

平成21年度阿波市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億365万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ175億1,465万4,000円とするものであります。

この追加金額につきましては、先般全員協議会で説明をさせていただきました。その金額から97万5,000円、防犯灯の整備ということで、この分だけ97万5,000円追加させていただいて、この間説明した金額よりか、ふえております。9億365万4,000円を追加ということになります。

内容については、全員協議会でそれぞれ説明をさせていただきましたので、先般吉川議員から公用車の件について資料ということでご質疑ありましたので、その分について説明をさせていただきます。

初めに、申しわけないんですが、この補正の中の5ページを開けていただきたいと思います。5ページに、第2表の地方債補正ということで、変更、学校教育施設等整備事業、補正前が1億290万円、補正後が1億5,290万円ということで、5,000万円の増となっております。

歳入につきましては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、それから繰越金、それから市債を財源といたしております。

それでは、歳出ですが、今申し上げましたように、吉川議員からご質問いただいとる分について説明をさせていただきます。

16ページ、17ページを開けていただきたいと思います。

この中で、一番上の2款の総務費、1項の総務管理費、2目の財産管理費で、補正額が3,789万1,000円となっております。これにつきましては、市の公用車の購入ということで先般説明いたしました、公用車が総数で118台と、この間申し上げました。その中には、特殊車、消防の指令車とかパッカー車、それから建設課の作業用のトラック、それから保育所の送迎用のバスとか、そういうものが入ってございました、給食センターの車もあるわけですが。その118台の中で、31台が特殊車としてあります。それを差し引きますと、約87台ということになります。この特殊車31台を除いた87台の

前年度の走行距離数、年の平均数であります、その距離数が約6,270キロ、平均であります。それから、走行日数が平均で年145日、稼働率が60%ということになります。しかし、その118台のいろいろ年式を調べますと、平成の一けた、以前の古い公用車が38台あります。その中で、買いかえを検討しない車両が17台あります。残りの21台が、今回の買いかえの対象車としております。

なお、本年から、この台数を引いた残り、一般車21台につきましては、本庁の防災対策課で一括管理をして、貸し出しをしております。また、その中で、それ以外に稼働率の悪い、旧の年式の車両から、今後は廃止にしていきたい、削減に努めていきたいと考えています。また、各支所についても、一括管理をする必要がありますので、これも来年度からは、そういった形で一括管理をし、効率よく運営ができるようにしていきたいと思っております。

今説明の中で、特殊車が31台、それ以外に事業用として57台、118台の中に含まれとるわけではありますが、それはやはり建設課とか、農政課とかそれから地籍、福祉で申し上げますと、社会福祉課、それから介護保険課、常時支援員さんとか、そういう方が乗って出られる分については、57台あります。その車につきましては、それぞれの課で管理をしていただいておりますのが57台あります。そういったことで、どうしてもすべてを一括管理するというんは難しいということもございまして、できる分については一括管理していこうということで、そういう取り組みをしております。

今回、どうしてもエコカーとか、そういったもので、今回の交付金を利用して買いかえをしていきたいと思っておりますので、ご理解をいただけたらと思っております。

それから、その他の分については、それぞれこの前の全協で説明させていただいておりますので、説明を省略させていただいてよろしいでしょうか。

それでは、そういうことで説明を終わりたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（稲岡正一君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第49号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしましたと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第49号平成21年度阿波市一般会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~

## 追加日程第2 議案第50号 土成中学校屋内運動場改築工事請負契約の締結について

○議長（稲岡正一君） 追加日程第2、議案第50号土成中学校屋内運動場改築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第50号土成中学校屋内運動場改築工事請負契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び阿波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

契約金額は、2億6,281万5,000円となります。

議案内容の詳細につきましては教育次長より説明いたしますので、十分ご審議の上、ご決議くださいますようお願いいたします。

○議長（稲岡正一君） 森口教育次長。

○教育次長（森口純司君） 議案第50号土成中学校屋内運動場改築工事請負契約の締結について、補足説明を申し上げます。

下記のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び阿波

市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、土成中学校屋内運動場改築工事。

2、契約の方法、入札後審査方式一般競争入札。

3、契約の金額、2億6,281万5,000円。

4、契約の相手方、谷口工業・原コーポレーション土成中学校屋内運動場改築工事共同企業体。代表構成員、徳島県鳴門市撫養町北浜字宮の東29番地3、谷口工業株式会社、代表取締役谷口紀子。構成員、徳島県阿波市土成町吉田字城根木95番地の5、有限会社原コーポレーション、代表取締役原義治。

以上、補足説明といたします。ご審議の上、ご決議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（稲岡正一君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第50号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第50号土成中学校屋内運動場改築工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~

追加日程第3 議案第51号 副市長の選任について

○議長（稲岡正一君） 追加日程第3、議案第51号副市長の選任について、理事者の説明を求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 議長の許可をいただきましたので、提案理由の説明を申し上げたいと思います。

副市長の選任についてでございますけれども、けさほど全員協議会で協議していただきましたように、副市長につきましては、お配りのところの次の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

氏名につきましては、三宅祥寿氏、住所、徳島県小松島市横須町4番41号、生年月日は昭和30年2月16日生の54歳でございます。

三宅祥寿氏につきましては、京都大学の大学院を修了後、昭和55年に徳島県に奉職され、本年4月より県土整備部副部長をされております。企画や市町村行政、福祉、土木などの分野を経験されており、市全体を視野に入れた政策判断に関する重要な企画立案ができる人材でありまして、私を補佐し、関係部局を指揮監督する立場としても、本市の副市長として最適任者であると考えておりますので、ご同意賜りますよう、よろしく願いいたします。

就任につきましては、平成21年7月1日からとなります。よろしく願いいたします。

○議長（稲岡正一君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第51号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第51号副市長の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

それでは、副市長の入場を許可いたします。

〔三宅祥寿君 入場〕

○議長（稲岡正一君） ただいま議会で、市長より提案ございました副市長が満場一致で同意されたわけでございます。議会議員といたしましても、お喜びを申し上げる次第でございます。今後とも、市長とともに阿波市発展のためにご活躍されることを、高い席からではございますが、心よりご祈念を申し上げ、就任のお喜びとさせていただきます。

それでは、副市長より選任のごあいさつをいただきたいと思えます。

○副市長（三宅祥寿君） 三宅でございます。

議会の貴重なお時間の中、このようなあいさつの時間をいただきまして、またただいまは選任のご同意を賜り、まことにありがとうございます。

もとより浅学非才の私にとりましては身に余る光栄でございますし、その重責に身の引き締まる思いでございますが、野崎市長のもとで、住民福祉の向上、そして阿波市発展のために誠心誠意取り組んでまいりたいと考えております。議員の皆様方におかれましては、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、どうかよろしくお願いを申し上げます。（拍手）

~~~~~

#### 追加日程第4 議案第52号 監査委員の選任について

○議長（稲岡正一君） 追加日程第4、議案第52号監査委員の選任についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 提案理由のご説明を申し上げます。

監査委員の選任につきましては、お配りの下記の者を監査委員に選任したいので、地方

自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

氏名につきましては、安友治夫氏、住所は、阿波市阿波町大道南252番地2、生年月日は、昭和14年3月25日生でございます。

ご承知のように、安友治夫氏、平成21年6月30日をもって任期満了となりますが、引き続き監査委員に選任することについて同意をお願いいたしたいと思っております。

安友氏につきましては、人格高潔で、すぐれた識見を有しており、監査委員として適任者であると考えますので、議会の同意を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

任期は、平成25年6月30日までの4年間となります。よろしく申し上げます。

○議長（稲岡正一君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第52号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第52号監査委員の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

監査委員の入場を許可いたします。

〔安友治夫君 入場〕

○議長（稲岡正一君） ここで、監査委員に選任されました、学識経験、安友監査委員のごあいさつをいただきたいと思います。ご登壇をお願いします。

○監査委員（安友治夫君） 失礼します。ただいまご紹介いただきました安友治夫です。

阿波市が始まって最初の年の7月に監査委員に就任いたしまして4年間、皆様方のご指導ご鞭撻をいただきまして、何とか無事に終わりました、もういいだろうと思うとったんですけれども、同じ監査委員をされておられます三木議員や野崎市長からお勧めをいただきまして、ちょっと本当は悩みました。

1つは、監査委員、任期4年あるわけですけれども、今から4年間監査委員として必要なシャープな物の見方とか正確な判断力というものが維持できるかなということが一つありました。

それから、もう一つは、現在の監査制度というのは、監査を受ける側の市長のほうから監査委員を選ぶというふうな制度になっておりまして、いろんな矛盾点を持っております。時代的に、監査制度そのものが大きく変換しつつあるのを私も自分の経験で感じております。そういう中で、本当に市民の役に立てるのかなというふうな素朴な疑問もありまして、ちょっと考えましたけども、私の信頼している方々がやってみいと言うのであれば、客観的に見て、恐らく私の心配よりも、そちらの判断のほう为正しいのではないかとこのように考えまして、お引き受けすることにいたしました。

今後、市民の方々から満足のいただけるような監査を行うように、全力を挙げてやっていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いします。（拍手）

~~~~~

追加日程第5 議案第53号 教育委員会委員の任命について

追加日程第6 議案第54号 教育委員会委員の任命について

○議長（稲岡正一君） 追加日程第5、議案第53号教育委員会委員の任命について及び追加日程第6、議案第54号教育委員会委員の任命についての2件を一括議題といたします。

板野教育長の退席を求めます。

〔板野 正君 退席〕

○議長（稲岡正一君） 理事者の説明を求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 提案理由の説明をいたしたいと思っております。

議案第53号及び議案第54号につきましては、平成21年6月30日をもって任期が満了する2名の教育委員会委員の方の後任について同意をお願いするものであります。

まず、議案第53号教育委員会委員の任命についてでございますけれども、板野正氏、阿波市市場町大野島字大石に在住の方です。現在まで教育委員をなさっておりました。生年月日につきましては、昭和17年10月26日生でございます。

板野氏につきましては、ご承知のように、人格、識見ともに高く、教育に対する熱意を持って本市教育行政の発展に尽力されております。教育委員会委員として適任でありますので、再任について同意を賜りますよう、よろしく願いいたしたいと思っております。

なお、任期につきましては、平成21年7月1日から平成25年6月30日までの4年間となります。

次に、議案第54号でございますが、もうお一方の教育委員でございますが、お名前は、重清由充氏です。住所は、阿波市阿波町南整理139番地の2です。生年月日は、昭和37年11月16日生です。

重清氏につきましては、教育に対する識見が高く、誠実な人柄で、小学校教諭としての勤務経験、あるいは保育所、幼稚園のPTA会長、小学校のPTAの役員を歴任されております。本市教育委員会委員として適任者であると考えますので、議会の同意を賜りますよう、よろしく願いいたしたいと思っております。

任期につきましては、先ほど申しました板野氏と同様、平成21年7月1日から平成25年6月30日までの4年間となります。よろしく願いいたします。

○議長（稲岡正一君） 説明が終わりました。

一括質疑、一括討論とし、採決は各議案ごとに行います。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第53号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第54号教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

板野教育委員、重清教育委員の入場を許可いたします。

〔板野 正君、重清由充君 入場〕

○議長（稲岡正一君） ここで、教育委員に任命されました、板野教育委員、重清教育委員のごあいさつをちょうだいいたしたいと思います。

まずは、板野教育委員のご登壇をお願いいたします。

○教育委員（板野 正君） 阿波市教育委員会教育委員として市長から選任され、ただいまは議会から承認をいただきました。本当にありがとうございます。

阿波市の教育の発展充実のために、心を新たにして頑張りたいと思います。どうぞご指導くださいますようお願いいたします。どうぞよろしくお願いします。（拍手）

○議長（稲岡正一君） 続きまして、重清教育委員をお願いいたします。

○教育委員（重清由充君） ただいまご紹介をいただきました重清由充と申します。

先ほど、名誉ある阿波市教育委員の選任にご同意をいただき、厚くお礼申し上げます。

もとより浅学非才でございますが、ご迷惑をおかけすることが多々あろうかと思いますが、ご同意を得、就任いたしましたからには、教育行政の重要性を十分に認識し、議員の皆様方のご指導、ご鞭撻並びに関係各位のご協力の中、阿波市の教育発展のため全力を尽くす覚悟でございます。何とぞよろしくようお願いいたします。

以上、お願いを申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、お礼のごあいさつとさせていただきます。（拍手）

〔板野 正君 着席〕

~~~~~

#### 追加日程第7 議案第55号 公平委員会委員の選任について

○議長（稲岡正一君） 次に、追加日程第7、議案第55号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 議案第55号の提案理由の説明をさせていただきます。

公平委員会委員の選任についてでございますけれども、お配りの「記」の氏名、岩脇正治氏、住所、阿波市市場町興崎字北分298番地の1、生年月日、昭和20年1月25日生でございます。

地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

岩脇正治氏につきましては、平成21年6月30日をもって任期満了することに伴い、新たな委員を選任することについて同意を求めるものでありますが、岩脇氏は、行政経験豊富で、見識高く、公平委員会委員として適任者であると考えますので、議会のご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

任期は、平成25年6月30日までの4年間となります。よろしくお願いいたします。

○議長（稲岡正一君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第55号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） ご異議なしと認めます。よって、議案第55号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第55号公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

追加日程第 8 議案第 5 6 号 固定資産評価員の選任について

○議長（稲岡正一君） 追加日程第 8、議案第 5 6 号固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第 5 6 号固定資産評価員の選任についてでございます。

固定資産評価員は、氏名、笠井恒美氏、住所は、阿波市吉野町柿原字小島 2 1 3 番地に在住しております。生年月日は、昭和 2 4 年 5 月 2 5 日生でございますが、地方税法第 4 0 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求めたいと思っております。

現市民部長であります笠井恒美氏につきましては、固定資産評価員として選任することにつきまして議会の同意を求めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（稲岡正一君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第 5 6 号については、会議規則第 3 7 条第 2 項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第 5 6 号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第 5 6 号固定資産評価員の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第 5 6 号は原案のとおり同意

することに決定いたしました。

~~~~~

追加日程第 9 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

追加日程第 10 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（稲岡正一君） 次に、追加日程第 9、諮問第 2 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び追加日程第 10、諮問第 3 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての 2 件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 提案理由の説明をいたしたいと思います。

諮問第 2 号及び諮問第 3 号につきましては、平成 21 年 9 月 30 日をもって任期を満了する 2 名の人権擁護委員の方の後任について法務大臣に対し推薦する必要がありますので、議会の皆さんにご承認をお願いするものであります。

諮問第 2 号の 1 名につきましては、氏名、坂東治男氏、住所は、阿波市市場町上喜来字北原 1540 番地、生年月日は、昭和 23 年 9 月 17 日生の方でございます。

坂東治男氏につきましては、温厚誠実な人柄で、地域住民からの信望も厚く、人権擁護委員として適任者であると考えますので、よろしく願いいたしたいと思います。

次いで、諮問第 3 号の三木吉孝氏でございますけれども、住所は、阿波市吉野町柿原字植松 7 番地 3 に在住の方で、生年月日につきましては、昭和 22 年 11 月 23 日生でございます。

三木氏につきましても、人格、見識高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員として適任であると考えますので、よろしく願いいたしたいと思います。

なお、両名の任期でございますけれども、平成 21 年 10 月 1 日から平成 24 年 9 月 30 日までの 3 年間となります。よろしく願いいたします。

○議長（稲岡正一君） 説明が終わりました。

採決は各議案ごとに行います。

お諮りいたします。

諮問第 2 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを原案のとおり適任として答申いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第2号は原案のとおり適任として答申することに決定いたしました。

次に、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを原案のとおり適任として答申いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、諮問第3号は原案のとおり適任として答申することに決定いたしました。

~~~~~

**日程第13 報告第1号 平成20年度阿波市一般会計繰越明許費繰越計算書について**

**日程第14 報告第2号 平成20年度阿波市水道事業会計予算繰越計算書について**

○議長（稲岡正一君） 日程第13、報告第1号平成20年度阿波市一般会計繰越明許費繰越計算書について、日程第14、報告第2号平成20年度阿波市水道事業会計予算繰越計算書についてまでの2件を一括議題といたします。

これより討論に入りますが、討論通告書が提出されておられませんので、討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

報告第1号、報告第2号を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、報告第1号、報告第2号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

~~~~~

日程第15 議案第48号 徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合同規約の変更について

○議長（稲岡正一君） 日程第15、議案第48号徳島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う徳島県市町村総合事務組合同規約の変更について議題といたします。

これより討論に入りますが、討論通告書が提出されておられませんので、討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第48号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第16 発議第1号 「混合型血管奇形」の難病指定を求める意見書の提出について

○議長（稲岡正一君） 次に、日程第16、発議第1号「混合型血管奇形」の難病指定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

2番森本節弘君。

○2番（森本節弘君） 議長の許可を得ましたので、発議第1号議員提案ということで、「混合型血管奇形」の難病指定を求める意見書の提出についての説明をさせていただきます。

「混合型血管奇形」の難病指定を求める意見書。

「混合型血管奇形」は、動静脈、毛細血管、リンパ管のうち複数の血管の先天性形成不全をいい、体患部や下肢、その他体の各部に大小の腫瘍や痣のような症状があらわれる病気である。

血管の形成が不完全であることから、患部に衝撃を与えると大量出血につながることや、患部がウイルス等の細菌に感染すると細菌の増殖につながるなど、生命にかかわる重篤な事態が予想される。

さらに、患部では血管が異常に成長していることから、その部分が栄養過剰となると、腫瘍の負担に耐えられないこと等のため、背骨、骨盤、下肢等の骨格への悪影響を発生させる。このような結果、日常生活が著しく規制されることとなる。

また、この病気は、医師や看護師の間でも認知度が低く、治療方法の未確立はもとより、病名さえもわからないまま、患者や家族にとって精神的、経済的な負担が非常に大きなものになっている。

よって、国におかれては、「混合型血管奇形」を難病に指定することにより、早期に原因の解明や治療方法の研究、確立を図るとともに、患者が安心して治療を受けられる支援

を行うよう、自治法第99条の規定により意見書を提出する。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、協力要望先が、県選出国會議員ということでございます。

以上でございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（稲岡正一君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

発議第1号「混合型血管奇形」の難病指定を求める意見書の提出についてを採決いたします。

発議第1号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（稲岡正一君） 異議なしと認めます。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後0時04分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（稲岡正一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

私、一身上の都合によりまして、議長の席を副議長と交代いたしたいと思ひます。

暫時休憩いたします。

午後1時15分 休憩

午後1時16分 再開

〔議長交代〕

○副議長（稲井隆伸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、議長の稲岡正一君から議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（稲井隆伸君） 異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、稲岡正一君の退席を求めます。

〔稲岡正一君 退席〕

（16番 三木康弘君 入場 午後1時20分）

~~~~~

追加日程第11 議長辞職の件について

○副議長（稲井隆伸君） 追加日程第11、議長辞職の件についてを議題といたします。

まず、その辞職願を朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（藤井正助君） それでは、副議長の命令によりまして、議長の辞職願を朗読させていただきます。

阿波市議会副議長稲井隆伸殿、阿波市議会議長稲岡正一。

辞職願。このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

平成21年6月24日でございます。

以上でございます。

○副議長（稲井隆伸君） 稲岡正一君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（稲井隆伸君） 異議なしと認めます。よって、稲岡正一君の議長の辞職を許可することを決定いたしました。

稲岡正一君、お入りください。

〔稲岡正一君 入場〕

○副議長（稲井隆伸君） ただいま議長を辞職されました稲岡正一君からごあいさつがあります。

どうぞ。

○21番（稲岡正一君） それでは、一言退任のごあいさつをさせていただきたいと思います。

私、1年2カ月、皆さん方の温かいご支援、ご協力によりまして、阿波市の議会議長として務めてまいりました。その間、個性の強い男でございまして、大変皆さん方にもご迷惑なりご心配いただいたことも多々あるかと思いますが、お許しをいただきたいと思います。

これからの地方自治は、何といたしても、分権型社会にどんどんどんどん国のほうは来ると思います。それには、やっぱり地方自治が自主自立、どのように地方自治が自立して経営をしていくか、そのようなことが強く求められる時代が来ますし、そして議会議員の皆さんの役割も大変大きなものが来ると私は思っております。ますます皆さん方のこれからの決定事項が重要な役割を果たす時代が私は来るんでないかと思えます。どうか阿波市の市民お一人お一人の幸せと阿波市発展のために、皆さん方にもぜひご尽力をいただけたらと思います。

長い間、皆さん方に大変お世話になり、また野崎市長を初め、管理職の皆さんにも大変お世話になりましたことを心から厚く御礼を申し上げまして、私のお礼のごあいさつとさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

~~~~~

## 追加日程第12 議長選挙について

○副議長（稲井隆伸君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（稲井隆伸君） 異議なしと認めます。よって、追加日程第12、議長選挙についてを日程に追加し、議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条の規定により、投票による場合と指名推選による場合があります。いずれの方法にいたしましょうか。

木村松雄君。

○9番（木村松雄君） ただいまの議長の選任方法につきましては、指名推選という形で

ご配慮をお願いいたしたいと思います。

三浦三一議員を指名いたしたいと思います。

○副議長（稲井隆伸君） 池光正男君。

○14番（池光正男君） 投票をお願いいたします。

○副議長（稲井隆伸君） 選挙の方法について、お諮りいたします。

選挙は単記無記名投票で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（稲井隆伸君） 異議なしと認めます。よって、選挙は単記無記名投票で行います。

執行部の退席を求めます。

〔執行部 退席〕

○副議長（稲井隆伸君） 議場の出入り口を閉じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（稲井隆伸君） ただいまの出席議員数は22名です。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（稲井隆伸君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（稲井隆伸君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（稲井隆伸君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名投票であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長、点呼を命じます。

〔事務局長点呼、投票〕

○副議長（稲井隆伸君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（稲井隆伸君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

〔執行部 入場〕

○副議長（稲井隆伸君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に8番吉田正君、9番木村松雄君を指名いたします。よって、両名の立ち会いをお願いします。

投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔開 票〕

○副議長（稲井隆伸君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 22票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 21票

無効投票 1票

有効投票中

三浦三一君 20票

池光正男君 1票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって、三浦三一君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました三浦三一君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

議長に当選されました三浦三一君のごあいさつがあります。

どうぞ。

○20番（三浦三一君） このたび、不肖私、議員の皆様方のご推挙によりまして、市会議長の要職につくことになりました。まことに身に余る光栄でございます。衷心より感謝をいたしておりますとともに、この重責を痛感しておる次第でございます。

もとより、私は浅学非才であります。ここに皆様方のご推挙を受けました上は、身を挺して本市の発展と市民福祉の推進、また議会の円滑な運営のために誠心誠意努力をする所存でございます。何とぞ、先輩、同僚の皆様方、理事者各位は申すに及ばず、報道関係者の皆様方におかれましても、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

まして、就任のごあいさつといたします。本当にありがとうございました。（拍手）

○副議長（稲井隆伸君） 議長が選挙されましたので、議長と交代いたします。

どうもご協力ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 3 6 分 休憩

午後 1 時 3 8 分 再開

〔議長交代〕

○議長（三浦三一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、副議長の稲井隆伸君から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦三一君） 異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

地方自治法第 1 1 7 条の規定により、稲井隆伸君の退席を求めます。

〔稲井隆伸君 退席〕

~~~~~

追加日程第 1 3 副議長辞職の件について

○議長（三浦三一君） 追加日程第 1 3、副議長の辞職の件について議題といたします。

まず、その辞職願を朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（藤井正助君） それでは、議長の命令によりまして、副議長の辞職願を朗読させていただきます。

平成 2 1 年 6 月 2 4 日。阿波市議会副議長三浦三一殿、阿波市議会副議長稲井隆伸。

辞職願。このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○議長（三浦三一君） お諮りいたします。

稲井隆伸君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦三一君） 異議なしと認めます。よって、稲井隆伸君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

稲井隆伸君、入場。

〔稲井隆伸君 入場〕

○議長（三浦三一君） 稲井隆伸君、副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ただいま副議長を辞職されました稲井隆伸君からごあいさつがあります。

○12番（稲井隆伸君） 今、議長の許可をいただき、退任のあいさつをということでございます。

就任したときには、13人の名前をありがとうございましたと言いました。しかし、就任してからは、21人の方のお世話になりました。また、すばらしい稲岡議長の下で、少しは稲岡議長もストレスの解消になったのではないかなと思っております。

これからの阿波市発展、また阿波市長を支え、阿波市のために頑張っていく所存でございます。

1年3カ月になりましたが、いろいろな事情があつてでございます。お許してください。

今後とも、どうぞよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。（拍手）

~~~~~

#### 追加日程第14 副議長選挙について

○議長（三浦三一君） ただいま副議長の欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦三一君） 異議なしと認めます。よって、追加日程第14、副議長選挙を日程に追加し、議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条の規定により、投票による場合と指名推選による場合があります。いずれの方法にいたしましょうか。

月岡永治君。

○15番（月岡永治君） 副議長の選挙につきまして、地方自治法第118条第2項の規

定によりまして、指名推選による選挙をお願い申し上げます。

13番武田矯君を指名したいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（三浦三一君） 稲井隆伸君。

○12番（稲井隆伸君） 無記名投票で選挙したらいいと思います。

○議長（三浦三一君） 選挙の方法について、お諮りいたします。

選挙は単記無記名投票で行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦三一君） 異議なしと認めます。よって、選挙は単記無記名投票で行います。

執行部の退席を求めます。

〔執行部 退席〕

○議長（三浦三一君） 議場の出入り口を閉じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（三浦三一君） ただいまの出席議員数は22名です。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（三浦三一君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦三一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（三浦三一君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の名前を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

事務局長、点呼を命じます。

〔事務局長点呼、投票〕

○議長（三浦三一君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦三一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

〔執行部 入場〕

○議長（三浦三一君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に10番阿部雅志君、11番岩本雅雄君を指名いたします。よって、両名の立ち会いを願います。

投票箱を開き、投票の点検をさせます。

〔開 票〕

○議長（三浦三一君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 22票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち

有効投票 21票

無効投票 1票

有効投票中

出口治男君 14票

武田 矯君 6票

池光正男君 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって、出口治男君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました出口治男君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

副議長に当選されました出口治男君のごあいさつがあります。

○18番（出口治男君） 一言副議長就任のごあいさつを申し上げます。

ただいま投票によりまして、副議長選挙においてご支持を得て、当選人となりました。

副議長の職責は、議長を補佐、また代理をする職であることを念頭に置きながら、三浦議長の驥尾につき、議会が公正に円滑に運営されますよう誠心誠意努力する所存でございますので、議員各位のご支援、ご協力をよろしくお願いをいたします。

簡単ではございますが、就任のあいさつとさせていただきます。（拍手）

○議長（三浦三一君） 暫時休憩いたします。

午後 1 時 5 5 分 休憩

午後 3 時 4 5 分 再開

○議長（三浦三一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告いたします。

先ほどの議長の選挙に伴い、議会運営委員会委員の出口治男君、庁舎特別委員会委員の三浦三一、公営施設（事業）民営化特別委員会委員の三浦三一の辞職願が提出され、委員会条例第 14 条の規定により、議長において許可いたしました。よって、議会運営委員会委員、庁舎特別委員会委員、公営施設（事業）民営化特別委員会委員が欠員しましたので、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長において、議会運営委員会委員に稲井隆伸君、庁舎特別委員会委員に月岡永治君、公営施設（事業）民営化特別委員会委員に藤川豊治君を選任いたしましたので、ご報告いたします。

なお、庁舎特別委員会委員長の出口治男君の辞職願が提出され、委員会条例第 13 条の規定により、副委員長におきまして許可されました。

早速、議会運営委員会、庁舎特別委員会、公営施設（事業）民営化特別委員会が開催され、正副委員長が決定いたしておりますので、ご報告いたします。

議会運営委員会委員長に吉田正君、副委員長に稲井隆伸君、庁舎特別委員会委員長に木村松雄君、副委員長に吉田正君、公営施設（事業）民営化特別委員会委員長に笠井高章君、副委員長に松永渉君をそれぞれ選任いたしましたので、ご報告いたします。

次に、徳島中央広域連合議会、阿北特別養護老人ホーム組合議会、阿北火葬場管理組合議会、阿北環境整備組合議会の議会議員の辞職について報告いたします。

6 月 24 日付で、徳島中央広域連合議会議員の松永渉君、阿北特別養護老人ホーム組合議会議員の稲岡正一君、阿北火葬場管理組合議会議員の稲岡正一君、阿北環境整備組合議会議員の稲岡正一君から辞職願が組合等の議会議長に提出され、許可されております。

それぞれ組合等の議会議長により、後任者の選任依頼が来ております。

お諮りいたします。

それぞれの議員選出について日程を追加し、追加日程第 15、徳島中央広域連合議会の議員選出について、追加日程第 16、阿北特別養護老人ホーム組合議会の議員選出について、追加日程第 17、阿北火葬場管理組合議会の議員選出について、追加日程第 18、阿北環境整備組合議会の議員選出について、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦三一君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。

~~~~~

追加日程第 1 5 徳島中央広域連合議会の議員選出について

○議長（三浦三一君） 追加日程第 1 5、徳島中央広域連合議会の議員選出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により指名推選といたしたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦三一君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選といたします。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦三一君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

直ちに指名いたします。

徳島中央広域連合議会の議員は、議長の三浦三一を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名をいたしました議長の三浦三一を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦三一君） 異議なしと認めます。よって、議長の三浦三一が、徳島中央広域連合議会の議員に当選いたしました。

ただいま当選いたしましたので、受諾をいたしたいと思います。

~~~~~

**追加日程第 1 6 阿北特別養護老人ホーム組合議会の議員選出について**

○議長（三浦三一君） 追加日程第 1 6、阿北特別養護老人ホーム組合議会の議員選出に

ついてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選としたいが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦三一君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選といたします。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦三一君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

直ちに指名いたします。

阿北特別養護老人ホーム組合議会の議員には、議長の三浦三一を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名をいたしました三浦三一を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦三一君） 異議なしと認めます。よって、議長の三浦三一が阿北特別養護老人ホーム組合議会の議員に当選をいたしました。

ただいま当選いたしましたので、受諾をいたしたいと思います。

~~~~~

追加日程第17 阿北火葬場管理組合議会の議員選出について

○議長（三浦三一君） 追加日程第17、阿北火葬場管理組合議会の議員選出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選といたしたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦三一君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選といたしま

す。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦三一君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

直ちに指名いたします。

阿北火葬場管理組合議会の議員には、議長の三浦三一を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名をいたしました議長の三浦三一を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦三一君） 異議なしと認めます。よって、議長の三浦三一が阿北火葬場管理組合議会の議員に当選をいたしました。

ただいま当選をいたしましたので、受諾をいたしたいと思います。

~~~~~

#### **追加日程第 18 阿北環境整備組合議会の議員選出について**

○議長（三浦三一君） 追加日程第 18、阿北環境整備組合議会の議員選出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選といたしたいが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦三一君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選といたします。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦三一君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

直ちに指名をいたします。

阿北環境整備組合議会の議員は、議長の三浦三一を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名をいたしました議長の三浦三一を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦三一君） 異議なしと認めます。よって、議長の三浦三一が阿北環境整備組合議会の議員に当選をいたしました。

ただいま当選をいたしましたので、受諾をいたしたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 5 6 分 休憩

午後 3 時 5 8 分 再開

○議長（三浦三一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、農業委員会委員の三浦三一が、市長あてに対し辞職願を提出しております。

農業委員会等に関する法律第 1 2 条第 2 項の規定により、1 名の委員を推薦いたしたいと思います。

お諮りいたします。

農業委員会委員の選出についてを日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦三一君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定をいたします。

~~~~~

追加日程第 1 9 農業委員会委員の推薦について

○議長（三浦三一君） 追加日程第 1 9、農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

阿部雅志君の退席を求めます。

〔阿部雅志君 退場〕

○議長（三浦三一君） お諮りいたします。

推薦の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦三一君） 異議なしと認めます。よって、指名の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦三一君） 異議なしと認めます。よって、議長よって指名することに決定いたしました。

農業委員会委員に、阿部雅志君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名をいたしました阿部雅志君を農業委員会委員に推薦することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦三一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました阿部雅志君を議会推薦にかかる農業委員会委員として推薦することに決定いたしました。

〔阿部雅志君 入場〕

○議長（三浦三一君） ただいま推薦されました阿部雅志君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって告知をいたします。

委員会の構成表を配布いたします。

~~~~~

#### 日程第17 選挙管理委員会委員の選挙について

○議長（三浦三一君） 日程第17、選挙管理委員会委員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦三一君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うこと

に決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦三一君） 異議なしと認めます。よって、指名することに決定いたしました。

ただいまから資料を配付いたします。

暫時休憩いたします。

午後4時04分 休憩

午後4時15分 再開

○議長（三浦三一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、選挙管理委員会委員に、露口博正君、稲居彰君、妹尾秀紀君、高田佳明君を指名します。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました4名の方を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦三一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名いたしました4名の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

~~~~~

日程第18 選挙管理委員会委員補充員の選挙について

○議長（三浦三一君） 日程第18、選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦三一君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦三一君） 異議なしと認めます。よって、指名することに決定いたします。

それでは、選挙管理委員会委員補充員に、第1順位、井上昭君、第2順位、小山利彦君、第3順位に武澤寛君、第4順位に宮本精二君、以上の4名の方を指名します。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました4名の方を選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦三一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました、以上の方が、順序のとおり、選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

~~~~~

#### 日程第19 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（三浦三一君） 日程第19、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について議題といたします。

お手元に配付いたしました申出書のとおり、各委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦三一君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたします。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

閉会に当たりまして、市長からごあいさつがございます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 平成21年第2回阿波市定例議会閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

先ほどの議長・副議長選挙におきまして、議長に三浦三一氏、副議長に出口治男氏が選任され、各特別委員会の委員長、副委員長を初め、委員構成も決定されました。また、組合議会の議員並びに議会推薦の農業委員会委員の方々も選任されたわけです。三浦議長を初め、選任されました皆様には、ご就任を心からお祝い申し上げ、市政運営への変わらぬ

ご協力をお願いいたしますとともに、今後のご活躍をご期待申し上げます。

また、退任されます前稲岡議長と稲井副議長には、市勢の発展と円滑な議会運営に尽力されましたことに心から敬意を表しますとともに、感謝を申し上げます。

さて、本定例会は、5月29日に開会以来、本日まで27日間の長きにわたり開催されてまいりました。

今議会は、私の市長として最初の定例会でございましたが、国の経済危機対策に関連した補正予算、副市長の選任ほか、人事案件など、提案いたしました議案につきましては、慎重にご審議の上、全議案原案どおりご決議いただき、まことにありがとうございます。

本議会において賜りました貴重なご意見等につきましては、今後の市政運営に十分反映してまいりたいと考えております。

これから本格的な暑さに向かい、議員各位の皆様におかれましては、健康には十分ご留意をされ、引き続き市勢発展のためご活躍いただきますようお願い申し上げます。閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。どうも大変にご苦労さまでした。ありがとうございました。

○議長（三浦三一君） これで本日の会議を閉じます。

平成21年第2回阿波市議会定例会を閉会いたします。

午後4時22分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

旧 議 長

新 議 長

旧 副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員